

情報公開 クリアリングハウスとは

1980年設立の「情報公開法を求める市民運動」が、情報公開法の制定を受けて組織改編をした結果、1999年12月に生まれたNPO法人（特定非営利活動法人）です。

市民の知る権利の擁護と確立を通じて、市民のための市民に開かれた政府を作る、そして人と社会を変革することをミッションとしています。それを具体化する方法として、私たちは、公的機関の情報公開・個人情報保護について、主に制度面の整備とその制度の運用の実効性を高めるための活動を行っています。

前身の情報公開法を求める市民運動の時代から長年、情報公開法の制定運動とともに、自治体の情報公開条例・個人情報保護条例の制定・運用に関する情報センターとしての役割を担ってきました。

「クリアリングハウス」という言葉は、もともと「手形交換所」を意味し、そこから現在では「情報センター」という意味で用いられています。市民運動時代の蓄積、これからの方針を示すものとして、「情報公開クリアリングハウス」には、「情報の交換所」という意味がこめられています。

【理事】磯野弥生、安藤博、右崎正博、奥津茂樹、小黒純、後藤仁、竹内謙、辻利夫（副理事長）、中村洋子、牧田潤一朗、三木由希子（理事長）、山田健太、ローレンス・レペタ
(2012.5現在)

会員になってください！

情報公開クリアリングハウスは、会員組織です。会の趣旨に賛同してくださる方は、いつでもどなたでも会員になっていただけます。市民のための市民に開かれた政府を、一緒につくっていきませんか？

会員になると…

- ❖ 機関紙『情報公開DIGEST』が届く
- ❖ メールニュースが届く
- ❖ 各種会合、出版物に会員価格がある

正会員	24,000円(総会での議決権がある)
賛助会員	1口1万円 個人1口以上 団体2口以上
購読会員	5,000円

入会申込書を送付いただくか、当会のホームページから入会をお申ください。

寄付で支援する

会の活動の性質上、公的な支援や補助、委託とは無縁、アドボカシー活動は助成金などとも縁が薄い中で会の活動を続けていくためには、多くの方の支援が必要です。裏面の活動の内容から、使途を指定した寄付も受け付けています。

寄付用口座
三井住友銀行 新宿支店（普通）3442468
郵便振替 00150-3-140109
名義 情報公開クリアリングハウス
※通信欄に「寄付」とご記入ください。

ご寄付をいただいた方で、使途を指定される方は①郵便振替の通信欄で指定するか、②銀行振込の場合は別途ご連絡ください。なお、寄付の最大20%まで会の運営に使わせていただきます

特定非営利活動法人

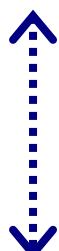


情報公開クリアリングハウス

市民のための
市民に開かれた
政府をつくる

〒160-0008
東京都新宿区三栄町16-4
芝本マンション403号
TEL.03-5269-1846 FAX.03-5269-0944
E-Mail icj@clearing-house.org
<http://clearing-house.org>
http://twitter.com/johokokai_ch

情報公開クリアリングハウスの活動



□ 公的機関・公的領域の情報公開、個人情報保護、公文書の記録・保存の制度づくり

- 情報公開制度
- 個人情報保護制度
- 公文書管理制度
- 公益通報者保護制度
- など

□ 情報公開制度の活用

個別の課題・問題・政策に取り組むために、情報公開制度を活用しています。

□ 調査研究

情報公開や個人情報保護に関する実態、これらに関連する課題・問題を明らかにするための調査研究活動を行っています。

□ 意見表明・提案

情報公開や個人情報保護、これらに関連する制度の整備、改善、運用に関し、意見表明や要望、具体的な政策提案を行っています。

□ 情報発信・出版

会員向けの機関誌『情報公開DIGEST』の発行、ホームページを通じた情報公開資料の公開などを行っています。

□ 不服申立て、裁判

情報公開請求をして非公開となった場合に、それに対する不服申立てや訴訟を行っています。

□ 相談・支援

情報公開制度や個人情報保護制度や関連する制度に関する相談を受けています。運用に問題がある、非公開になった、手續がよくわからない、非公開になったときの権利救済の仕組みがよくわからないなど、ご相談ください。
また、不服申立ての支援や、訴訟に関する場合のご相談も受けています。

公的領域の情報を市民が知ること、
その手段を市民が持つこと、
そして情報を活用して市民が行動すること、
そのための仕組みづくりと、
市民の制度利用の支援を進めています。

- 現在、特に寄付をお願いしているプロジェクトなど

福島第一原子力発電所事故情報公開プロジェクト

放射能による後遺障害は晩発性、事故の収束まで少なくとも40年など、その影響は長期にわたります。そこで、5年、10年、30年後を見すえて、政府や自治体に関連文書を情報公開請求し、公開された公文書のアーカイブ化を進めています。コピー費用、公文書を提供するホームページ作りなどに寄付を使います。